

# 特定非営利活動法人かわさきスポーツドリーマーズ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かわさきスポーツドリーマーズと称し、英名を Kawasaki Sports Dreamers とする。また、略称を K.S.D. とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市中原区内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、市民がライフスタイルに応じた多様なスポーツ・学習活動を生涯にわたって継続的に行い、健康で活力のある生活ができるようスポーツの振興、健康増進、生涯学習等に関する事業、特に子どもに対しては生涯学習・生涯スポーツの基盤を培う基礎的な知識や技能の習得のための学習支援（教科学習を含む）事業、さらに運動への意欲、体力・技能の向上をめざす事業などを行い、川崎市のスポーツの発展及び各市民の豊かなライフスタイルの構築等に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る活動
  - スポーツ振興に関する事業
  - 健康保持増進に関する事業
  - 生涯学習に関する事業
  - 子どもの学習支援に関する事業
  - スポーツ及び文化施設の管理運営に関する事業

## 第3章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業のサービスを享受する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的・活動に賛同し、サポーターとして支援する個人及び団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申込むものとし、会長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3か月以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 拋出金品の不返還 )

第 12 条 一度納入した会費及びその他の拋出金は、理由の如何を問わず返還しない。

## 第 4 章 役員・相談役及び参与

( 役員の種類及び定数 )

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人以上 40 人以下
- (2) 監事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を会長とし、若干名を副会長とする。

( 選任等 )

第 14 条 この法人の理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

( 職務 )

第 15 条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行は、この法人の財産の状況について、会長に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(相談役及び参与)

第 16 条 この法人には、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 相談役と参与は、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 相談役は、必要に応じて理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長及び理事会に対し必要に応じ意見を述べることも、理事会及び総会に出席することもできる。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、役員の再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

( 構成 )

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

( 総会の権能 )

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

( 開催 )

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

( 招集 )

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までには通知しなければならない。

( 議長 )

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

( 定足数 )

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

( 議決 )

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表決権等 )

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 52 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

( 議事録 )

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数 ( 書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。 )

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

( 構成 )

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 理事会の権能 )

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 会費の額

(5) 借入金 ( その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条に同じ ) その他

#### 新たな義務の負担及び権利の放棄

- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の過半数から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなくてはならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

( 議事録 )

第 39 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 ( 書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。 )
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議によって選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなくてはならない。

## 第 7 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

( 資産の区分 )

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

( 資産の管理 )

第 42 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

( 会計の原則 )

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

( 会計の区分 )

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

( 事業計画及び収支予算 )



第 45 条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 48 条 予算議決後にやむを得ない理由が生じたときには、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び収支決算）

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、その事業年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨時の措置）

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 52 条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する次の事項を除いて所轄庁の認証を得なくてはならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認定の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときには、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なくてはならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なくてはならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場及びインターネットに掲示するとともに、官報に掲示する。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 58 条 事務局長及びその他の職員の任免は、理事会の議決を経て会長が行う。



31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員	個人	2,000 円
活動会員（小・中学生）	個人	1,000 円
	団体	10,000 円（1口以上）
活動会員（高校生以上）	個人	2,000 円
賛助会員	個人	1口 2,000 円（1口以上）
	団体	1口 10,000 円（1口以上）